東北町妊婦健康診査に伴う再編交付金による基金の造成及び処分の状況について

1. 目的及び内容

母子保健法第13条の規定により実施する妊婦健康診査の一層の徹底を図るため、医療機関及び助産院に委託し実施することとし、もって妊婦の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

2. 再編交付金による基金の造成及び処分の状況

（単位：円）

年　度	基金造成額		基金処分額		
	交付金	運用益	事業費	基金処分額	基金残額
平成26年度	0	0	12,049,110	4,092,480	8,232,922
平成27年度	10,000,000	13,280	13,139,100	4,636,000	13,610,202
平成28年度	14,000,000	21,776	11,729,580	3,941,000	23,690,978
平成29年度	0	14,214	11,318,550	3,890,000	19,815,192
平成30年度	0	5,944	10,549,310	3,709,000	16,112,136
令和元年度	0	3,222	10,393,800	3,628,000	12,487,358
令和2年度	0	3,735	11,218,936	3,422,000	9,069,093
令和3年度	0	1,989	10,801,148	3,396,000	5,675,082
令和4年度	0	113	9,747,680	3,292,000	2,383,195

3. 寄金を充て実施する事業の始期及び終期　：　平成20年度から令和5年度